

(目的)

第1条 この要綱は、川崎市自主防災組織育成指導要綱（昭和58年4月15日施行）第3条に基づき認定された自主防災組織（以下「自主防災組織」という。）の育成と、防災体制の充実を図るため、自主防災組織が防災活動を行ううえに必要な防災資器材の購入に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて必要な事項を定めることを目的とする。

(補助対象)

第2条 前条に規定する補助金（以下「補助金」という。）の交付対象は、自主防災組織とする。

2 前項の規定にかかわらず、自主防災組織の代表者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）に該当する場合は、補助金を交付しないものとする。

(防災資器材)

第3条 補助金の交付対象となる防災資器材は、自主防災組織が防災活動の用に供するもので、別表に掲げるものとする。なお、別表に掲げている防災資器材であっても消防法等関係法令により設置が義務付けられているものについては交付対象としない。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、毎会計年度中に自主防災組織が防災資器材の購入に要する費用の2分の1以下の額とする。

ただし、次の各号により算出した金額の合算額を限度とし、100円未満の端数は切り捨てる。

- (1) 組織割（1自主防災組織につき） 300,000円
- (2) 世帯割（1世帯につき） 600円

2 次条第2項の規定による連名申請を行う場合における前項ただし書きの取扱いについては、連名申請を行う自主防災組織の数にかかわらず、同項第1号に掲げる額に、当該連名申請を行う各自主防災組織ごとに同項第2号により算出した額を加えた額を限度とし、100円未満の端数は切り捨てる。

(補助金の交付申請)

第5条 防災資器材の購入を計画し、補助金の交付を受けようとする自主防災組織の代表者は、予め、防災資器材購入補助金交付申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）に必要な事項を記載し、市長に提出しなければならない。

2 近隣の複数の自主防災組織が共同で使用する防災資器材について、連名で購入を計画し、補助金の交付を受けようとする場合は、連名で申請すること（以下「連名申請」という。）ができる。この場合、連名申請を行おうとする自主防災組織は、予め、当該申請の代表となる自主防災組織（以下「代表自主防災組織」という。）を定めるとともに、防災資器材購入補助金連名申請申出書（第2号様式。以下「申出書」という。）に必要な事項を記載し、代表自主防災組織の代表者は、申請書と併せて申出書を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条の規定により申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、速やかに補助金の交付を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、防災資器材購入補助金交付決定通知書（第3号様式。以下「交付決定通知書」という。）により、申請書を提出した自主防災組織（連名申請の場合においては、代表自主防災組織以外の自主防災組織を含む。）の代表者（以下

「申請者」という。)に通知するものとする。

3 市長は、申請書の補助申請金額と交付する補助金の額が異なる場合は、交付決定通知書にその理由を付して、申請者に通知するものとする。

4 市長は、第1項の規定により補助金の交付を行わないことと決定したときは、防災資器材購入補助金不交付決定通知書(第4号様式)にその理由を付して、申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第7条 前条第2項の規定による通知を受けた申請者(連名申請の場合にあつては、代表自主防災組織の代表者)は、補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、申請を取り下げることができる。

2 連名申請の場合に、前項の取下げを行うときは、代表自主防災組織以外の自主防災組織の同意を得るものとする。

3 前2項の規定により申請を取り下げようとするときは、前条第2項の規定による通知があつた日から起算して14日以内に、防災資器材購入補助金交付申請取下届出書(第5号様式)を市長に提出しなければならない。

(変更申請)

第8条 申請者(連名申請の場合にあつては、代表自主防災組織の代表者)は、第6条第2項の規定による通知を受けた後、購入を予定する防災資器材の品目、数量又は金額に変更を生じたときは、防災資器材購入補助金交付変更申請書(第6号様式。以下「変更申請書」という。)に必要事項を記載し、市長に提出しなければならない。ただし、防災資器材の購入数量が減少した、又は値引き等で価格が減少したことにより、購入総額が減少した場合は、この限りではない。

2 連名申請の場合に、前項の変更が生じたときは、代表自主防災組織以外の自主防災組織の同意を得るものとする。

3 市長は、前項の規定による変更申請書の提出があつたときは、速やかにその内容を審査し、この要綱の規定に適合していると認めるときは、交付決定通知書により、変更後の補助金の額を申請者に通知するものとする。

(購入報告)

第9条 申請者は、防災資器材の購入を完了したときは、速やかに防災資器材購入報告書(第7号様式。以下「購入報告書」という。)に必要事項を記載し、領収書(写)等を添付して、市長に提出しなければならない。

(補助金交付額の確定)

第10条 市長は、前条の規定による購入報告書の提出があつたときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、防災資器材購入補助金交付額確定通知書(第8号様式。以下「交付額確定通知書」という。)により、購入報告書を提出した申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の審査に当たり、必要があるときは、自主防災組織が購入した防災資器材の検査を実施する。

(補助金の交付及び請求)

第11条 補助金は、前条第1項の規定による補助金交付額の確定後、原則として申請者の指定する金融機関の預金口座に振り込むものとする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、補助金の交付決定後に概算払いをすることができる。この場合において、申請者は、申請書に理由書を添付して提出しなければならない。

2 申請者は、前項の規定により補助金を受けようとするときは、防災資器材購入補助金(概算)交付請求書(第9号様式)を市長に提出しなければならない。

(返戻)

第12条 前条第1項ただし書の規定により概算払いによる補助金の交付を受けた申請者は、防災資器材購入報告書による購入額が、補助金交付決定時の購入予定額を下回った場合には、購入額に対する第4条の規定による補助金相当額と既に交付した補助金額との差額を返戻しなければならない。

(補助金の返還)

第13条 市長は、補助金の交付を受けた申請者が、この要綱の規定に違反して虚偽その他不正の手段で補助金の交付を受けたとき、又は第2条第2項に規定する場合は、補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(確認)

第14条 市長は、必要に応じ、自主防災組織の代表者が暴力団員に該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。ただし、当該確認のために個人情報や神奈川県警察本部長に提供するときは、神奈川県警察本部長に対して当該確認を行うことについて、当該個人情報の本人の同意を得るものとする。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、防災資器材購入補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、昭和52年7月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、昭和57年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、現に補助金の交付を受けている自主防災組織に対しては、第4条の規定により算出した補助金の額から、既に交付した金額を差引いた額の範囲で補助金の交付を行うことができる。

附 則

この要綱は、昭和58年4月26日から施行し、昭和58年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和59年5月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成7年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成23年9月21日から施行する。

2 この要綱による改正後の川崎市自主防災組織防災資器材購入補助金交付要綱の規定は、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年6月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月29日30川総危第1307号）

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 改正前の要綱の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表(第3条関係)

防災資器材購入品目一覧表

分類	対象資器材	備考
1 消火用具類	①消火器	・詰め替えを除く。
	②消火器用格納箱	
	③水バケツ	
	④消火ホース (消防用ホース)	・水道用ホース等日用品の部類は除く。
	⑤消火ホース用ノズル	
	⑥屋外消火栓用器具	・消火栓開閉用器具 ・スタンドパイプ等のジョイント(媒介)器具類
	⑦消火ホースキット	・消火ホース、消火ホース用ノズル、屋外消火栓用器具がセットになったもの。
	⑧その他	・その他災害時の消火に用いる用具
2 救出救助器具類	①のこぎり	・救助器具セット等を含む。
	②バール	
	③かけや	
	④つるはし	
	⑤スコップ	
	⑥手斧・なた	
	⑦ジャッキ	
	⑧カラビナ	
	⑨ロープ	
	⑩ウインチ	
	⑪ハンマー	
	⑫番線カッター	
	⑬はしご	
	⑭その他	・その他災害時の救出救助に用いる用具
3 救護用具	①救急箱	・医薬品(中身)のみの購入は除く。
	②担架	
	③車椅子	
	④AED	・据付用格納箱等を含む。
	⑤その他	・その他災害時の救護に用いる用具
4 防災被服類	①ヘルメット	
	②防災用被服	
	③腕章	
5 通信器具類	①トランシーバー	・免許を要する場合、免許申請等にかかる費用は除く。
	②携帯ラジオ	
	③メガホン類	
	④その他	・その他災害時の通信に用いる器具
6 防災倉庫類	①防災倉庫	・工事費用を除く。 ・整理棚は倉庫購入時のみ可能
	②防災用品保管庫	・多人数が使用するものに限る。 ・個別使用・配布するものは除く。
7 炊事器具類	①鍋・釜類	・多人数が使用するものに限る。 ・個別使用・配布するものは除く。
	②炊飯器具セット	
	③水タンク	
	④カセットコンロ	
8 その他	①テント	・多人数が使用するものに限る。 ・個別使用・配布するものは除く。
	②仮設トイレ	
	③防水シート	
	④懐中電灯	
	⑤リヤカー	
	⑥避難誘導棒	
	⑦毛布	
	⑧エレベータ用防災セット	・消耗品(中身)のみの購入は除く。 ・エレベータに設置するものに限る。
	⑨ボート	・荷物搬送用として使用するものに限る。 ・船外機の購入は除く。
	⑩カラーコーン	・重り等付属品も含む。
9 維持管理体制の	①発動発電機	

必要な資器材	②蓄電池	・個別使用・配布する物は除く
	③投光機	
	④コードリール	
	⑤チェーンソー	
	⑥エンジンカッター	
	⑦ろ水機・浄水機	
	⑧可搬型消火ポンプ	
	⑨排水ポンプ	
	⑩ガソリン携行缶	

- ※ 上表に掲げる資器材の維持管理に要する消耗品類は除く。
- ※ 補助対象品目は、原則として上表に掲げるものとするが、第3条に規定する用に供するもので、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。
- ※ 消防法等関係法令により設置が義務付けられているものについては交付対象としない。

防災資器材購入補助金交付申請書

年 月 日

(宛先) 川崎市長

自主防災組織名 _____
 代表者住所 _____
 代表者役職・氏名 (役職) (氏名) _____
 電 話 _____

本年度において、次のとおり防災資器材の購入を計画しましたので、補助金の交付を申請します。なお、本件防災資器材は、消防法等関係法令に基づく設置義務のあるものではなく、自主防災活動に供するため購入するものです。

- 1 町内会・自治会等の名称 _____
- 2 自主防災組織の構成世帯数 _____ 世帯
- 3 購入予定総額 _____ 円
- 4 補助申請金額 _____ 円
- 5 添付書類
 - (1) 自主防災組織の編成表
 - (2) 防災資器材購入品目一覧表
 - (3) 見積書等(写)
- 6 本申請の連絡先

氏 名 _____

電 話 _____

※ 他の自主防災組織と連名で申請を行う場合は、本申請書のほか、「防災資器材購入補助金連名申請申出書(第2号様式)」を併せて提出してください。

なお、連名申請の場合は、本様式には代表となる自主防災組織に係る情報を記入してください。

備 考	
-----	--

暴力団員でないことを確認するため、本様式に記載された個人情報を神奈川県警察本部に照会することについて同意します。

防災資器材購入補助金 連名申請申出書

年 月 日

(宛先) 川崎市長

連名申請に係る代表の
自主防災組織名 _____

代表者役職・氏名 (役職) (氏名) _____

年 月 日付けで申請いたしました防災資器材購入補助金の交付について、次のとおり連名での申請としたいので申し出ます。

(代表以外の自主防災組織)

自主防災組織名	
代表者住所	
代表者役職・氏名	(役職) (氏名)
電話	
町内会・自治会等の名称	
自主防災組織の構成世帯数	
添付書類	自主防災組織の編成表
本申請の連絡先	氏名 電話

備考

暴力団員でないことを確認するため、本様式に記載された個人情報を神奈川県警察本部に照会することについて同意します。

(継続用紙)

自主防災組織名	
代表者住所	
代表者役職・氏名	(役職) (氏名)
電話	
町内会・自治会等の名称	
自主防災組織の構成世帯数	
添付書類	自主防災組織の編成表
本申請の連絡先	氏名 電話

自主防災組織名	
代表者住所	
代表者役職・氏名	(役職) (氏名)
電話	
町内会・自治会等の名称	
自主防災組織の構成世帯数	
添付書類	自主防災組織の編成表
本申請の連絡先	氏名 電話

防災資器材購入補助金交付決定通知書

川崎市指令 第 号
年 月 日

川崎市

様

年 月 日付けで申請のありました川崎市自主防災組織防災資器材購入補助金につきましては、川崎市自主防災組織資器材購入補助金要綱の規定に基づき、次の条件をつけて交付することを決定しましたので通知します。

1 交付金額 円

連名申請の場合の内訳

2 上記1の額が申請書の補助申請金額と異なる場合はその理由

川崎市長

印

(補助金交付の条件)

- 1 この補助金は、申請のあった防災資器材の購入のためにのみ使用すること。
- 2 防災資器材を購入したときは、速やかに防災資器材購入報告書(第7号様式)を提出すること。
- 3 補助金を上記1以外の目的に使用したとき又は書類の記載事項に虚偽不正の行為が認められたときは、補助金の全部又は一部を返還すること。
- 4 その他 ()

防災資器材購入補助金不交付決定通知書

川崎市指令 第 号
年 月 日

川崎市

様

年 月 日付けで申請のありました川崎市自主防災組織防災資器材購入補助金の交付につきましては、次のとおり不交付と決定しましたので通知します。

川崎市長

印

交付しない理由

担任		
----	--	--

第5号様式

防災資器材購入補助金交付申請取下届出書

年 月 日

(宛先) 川 崎 市 長

自主防災組織名 _____

代表者住所 _____

代表者役職・氏名 (役職) _____ (氏名) _____

電 話 _____

年 月 日付け川崎市指令 第 号により交付決定通知のあった川崎市自主防災組織
 防災資器材購入補助金について、当該補助金の交付の決定の内容又は交付の決定に付された条件の
 うち、次に掲げる事項について不服があるので、川崎市自主防災組織防災資器材購入補助金交付要綱第7
 条第2項に基づき補助金の申請を取り下げます。

不服のある交付の決定の内容又は交付の決定に付された条件	理由

(連名申請の場合に使用) 代表となる自主防災組織以外の自主防災組織の確認欄	自主防災組織名 _____ 代表者住所 _____ 代表者役職・氏名 (役職) _____ (氏名) _____
	自主防災組織名 _____ 代表者住所 _____ 代表者役職・氏名 (役職) _____ (氏名) _____
備 考	

担任		
----	--	--

第6号様式

防災資器材購入補助金交付変更申請書

年 月 日

(宛先) 川 崎 市 長

自主防災組織名 _____
 代表者住所 _____
 代表者役職・氏名 (役職) _____ (氏名) _____
 電 話 _____

本年度において、次のとおり防災資器材の購入計画を変更しましたので、申請します。

品 目	変 更 前		変 更 後	
	数量	金 額	数量	金 額

(連名申請の場合に使用) 代表となる自主防災組織以外の自主防災組織の確認欄	自主防災組織名 _____ 代表者住所 _____ 代表者役職・氏名 (役職) _____ (氏名) _____
	自主防災組織名 _____ 代表者住所 _____ 代表者役職・氏名 (役職) _____ (氏名) _____
備 考	

担任		
----	--	--

第7号様式

防災資器材購入報告書

年 月 日

(宛先)川崎市長

自主防災組織名 _____

代表者住所 _____

代表者役職・氏名 (役職) _____ (氏名) _____

年 月 日付け川崎市指令 第 号により交付の決定を受けた防災資器材購入補助金について、次のとおり防災資器材を購入しましたので、領収書(写)等を添えて報告します。

品 目	数 量	金 額(円)	保管場所
合 計		円	

※ 領収書は、品目、数量及び金額が記載されたものを添付すること。領収書に品目、数量及び金額の記載がない場合は、それらが記載されている購入業者が発行した書類を添付すること。

(連名申請の場合に使用) 代表となる自主防災組織以外の自主防災組織の確認欄	自主防災組織名 _____ 代表者住所 _____ 代表者役職・氏名 (役職) _____ (氏名) _____
	自主防災組織名 _____ 代表者住所 _____ 代表者役職・氏名 (役職) _____ (氏名) _____
備 考	

<p>(連名申請の場合に使用)</p> <p>代表となる自主防災組織以外の自主防災組織の確認欄</p>	自主防災組織名 _____ 代表者住所 _____ 代表者役職・氏名 (役職) _____ (氏名) _____
	自主防災組織名 _____ 代表者住所 _____ 代表者役職・氏名 (役職) _____ (氏名) _____
	自主防災組織名 _____ 代表者住所 _____ 代表者役職・氏名 (役職) _____ (氏名) _____
	自主防災組織名 _____ 代表者住所 _____ 代表者役職・氏名 (役職) _____ (氏名) _____
	自主防災組織名 _____ 代表者住所 _____ 代表者役職・氏名 (役職) _____ (氏名) _____
	自主防災組織名 _____ 代表者住所 _____ 代表者役職・氏名 (役職) _____ (氏名) _____
	自主防災組織名 _____ 代表者住所 _____ 代表者役職・氏名 (役職) _____ (氏名) _____

防災資器材購入補助金交付額確定通知書

川 第 号
年 月 日

川崎市

様

年 月 日付け川崎市指令 第 号により交付決定した川崎市自主防災組織防災資器材
購入補助金について、次のとおり交付額を確定しましたので通知します。

交 付 確 定 金 額 _____ 円

連名申請の場合の内訳

川崎市長

印

防災資器材購入補助金（概算）交付請求書

年 月 日

(宛先) 川 崎 市 長

自主防災組織名 _____
 代表者住所 _____
 代表者役職・氏名 (役職) _____ (氏名) _____ 印 _____
 電 話 _____

年 月 日付で交付が決定されました川崎市自主防災組織防災資器材購入補助金について、次のとおり交付を請求します。

1 補助金請求金額 _____ 円

2 振込先

金 融 機 関 名	銀 行							支 店
預 金 種 別	1 普通 2 当座		口座番号					
口 座 名 義 (受取人)	フリガナ							
	名 義							

3 委任状(請求人と受取人が違う場合は記入が必要となります。)

委任者 自主防災組織名 _____
 代表者住所 _____
 代表者氏名 _____ 印 _____

私は、次の者を代理人に定め、川崎市自主防災組織防災資器材購入補助金の受領に関する権限を委任します。

受任者 団体名 _____
 住 所 _____
 氏 名 _____ 印 _____

※振込先の通帳の写し(表紙と表紙裏面(カナ氏名・支店名等が記載されている面))を添付して下さい。
 ※口座名義(受取人)は正確に記入して下さい。

宮前区「川崎市自主防災組織防災資器材購入補助金」事前調整に係る事務取扱要領

(目的)

第1条 この事務取扱要領は、区内の自主防災組織が川崎市自主防災組織防災資器材購入補助金（以下、「補助金」という。）制度による恩恵を公平に受けられるようにすることを目的として、宮前区自主防災組織連絡協議会（以下、「協議会」という。）で事前に補助金を交付する自主防災組織の調整を行うことについて必要な事項を定めたものである。

(調査書の提出)

第2条 防災資器材の購入を計画し、補助金の交付を受けようとする自主防災組織の代表者は、あらかじめ指定された期日までに様式1「防災資器材購入希望調査書(以下、「調査書」という。)」及び様式2「防災資器材購入品目一覧表」を協議会会長へ提出しなければならない。

(調整の手順)

第3条 補助金を交付する自主防災組織の調整手順は、次の手順による。

- (1) 調査書において提出された補助希望額の合計を算出する。
- (2) 前号において、補助希望額の合計が、その年度の予算額を上回った場合に、協議会会長は、宮前区自主防災組織連絡協議会役員会（以下、「役員会」という。）を開催する。
- (3) 役員会は、提出された調査書をもとに、予算の範囲内で補助金を交付する自主防災組織の調整を行う。

2 前項第1号において算出した合計額が、その年度の予算額を超えていない場合は、調査書を提出していない組織を対象に再調査を行うことができる。

(調整の基準)

第4条 役員会においては、次の各号の基準に基づいて調整を行い、補助金を交付する自主防災組織を調整する。なお、優先順位は同号に掲げる順序とする。

- (1) 過去3年間に補助金を受けていない自主防災組織
- (2) 過去3年以内に補助金を受けている自主防災組織のうち、過去3年の補助額の総額が1年あたりの上限額の25%を超えない組織
- (3) いずれの号にも当てはまらない組織

2 前条第2項において再調査を行った場合は、調査書を提出した組織を対象に調整を行うものとし、再調査分の補助希望額が、予算残額を超える場合は、次項の規定に基づき補助希望額を決定するものとする。

3 前2項において調整した結果、第1項においては予算額を上回った号に該当する組織のみ、第2項においては再調査により提出された補助希望総額が予算残額を上回った場合にのみ、再調査により補助を希望した全組織に、次のように算出した係数を補助希望額に乗じて補助額を決定する。

係数：予算残額／該当する団体の補助希望額総計

なお、係数は小数点第2位止めとし、3位以下は切り捨てるものとする。

4 第1項1号及び2号において予算額を上回った場合、以降の号に該当する組織においては当該年度における補助対象としない。

(調整に係る特例)

第5条 前条で定めた基準で調整がつかない場合は、役員会での協議により補助金を交付する自主防災組織を調整することができる。

(自主防災組織への通知)

第6条 協議会会長は、補助金を交付する自主防災組織を調整した際に、調査書を提出したすべての自主防災組織へその結果を通知する。

(申請書の提出)

第7条 補助金の交付が決定した自主防災組織は、川崎市長に川崎市自主防災組織防災資器材購入補助金交付要綱に定める防災資器材購入補助金交付申請書を提出するものとする。

(その他)

第8条 この事務取扱要領に定めのない事項については、役員会において定める。

附則

この内規は、平成21年4月1日から実施する。

附則

この内規は、平成31年4月1日から実施する。

川崎市自主防災組織活動助成金交付要綱

(目的)

第1条 地域社会を災害から守るためには、その地域住民が自らのいのちとくらしを自らの力で守るという考えに立って行動しなければならない。市は、災害から住民を守るための諸対策の推進とあわせて住民の自主性を助長し、災害対策活動において両者一体の実をあげるための呼びかけを行ってきた。

この要綱は、これらの基本理念を踏まえ、川崎市自主防災組織育成指導要綱（57川土防第575号）第3条に基づき認定された自主防災組織（以下「自主防災組織」という。）が、防災訓練及び防災知識の啓発活動を通して、防災に関する地域住民の連帯感を高め、災害の発生の際にその機能を十分発揮できるよう、平常時における組織活動を促進するため、予算の範囲内で、活動助成金を交付することについて必要な事項を定めることを目的とする。

(補助対象)

第2条 活動助成金の交付対象は、自主防災組織とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、自主防災組織の代表者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）に該当する場合は、助成金を交付しないものとする。

(交付の対象とする活動)

第3条 活動助成金の交付の対象とする自主防災組織の活動の種別は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 防災訓練

- ア 消火訓練
- イ 救出救助訓練
- ウ 救命・救護訓練
- エ 避難・誘導訓練
- オ 情報収集・伝達訓練
- カ 給食・給水訓練
- キ 避難所設営・運営訓練
- ク 災害図上訓練
- ケ その他市長が適当と認めたもの

(2) 防災知識の啓発活動

- ア 防災に関する資料の作成及び配布
- イ 防災に関する映像等の上映会
- ウ 防災講演会の実施
- エ 防災関連施設（防災センター等）の視察
- オ その他市長が適当と認めたもの

(交付基準)

第4条 自主防災組織に対する活動助成金は、次の表に掲げる活動の規模及び種別ごとに、当該各欄の金額を交付する。

1回の参加人数	1回の活動に交付できる金額		
	訓練を行った場合	啓発活動を行った場合	訓練と啓発活動を同時に行った場合
20人以上 49人まで	12,000円	3,000円	15,000円
50人以上 300人まで	24,000円	6,000円	30,000円
301人以上 500人まで	32,000円	8,000円	40,000円
501人以上	40,000円	10,000円	50,000円

2 自主防災組織が消防法（昭和23年7月24日 法律186号）第8条に規定する訓練を実施した場合は、以下の金額を交付する。

ただし、同法に規定する訓練のほか、第3条各号に掲げる活動を併せて実施した場合には、前項の規定を適用する。

1回の参加人数	1回の活動に交付できる金額（円）
20人以上	5,000

3 前各項の活動助成金は、次の表に掲げる金額を毎会計年度中に交付することのできる限度額とし、当該金額の範囲を超えることはできない。

自主防災組織の構成世帯数	限度額（円）
300世帯まで	30,000
301世帯以上 500世帯まで	40,000
501世帯以上	50,000

（交付申請）

第5条 活動助成金の助成を受けようとする自主防災組織の代表者は、第3条に規定する活動を実施したときは、自主防災組織活動助成金交付申請書（第1号様式）（以下「申請書」という。）に必要事項を記載し、市長に提出しなければならない。

2 前項に掲げる申請書は、特別の事情がある場合を除き、活動を実施した日から起算して1箇月以内に提出するものとする。

3 前項に規定する期日を越えて申請を行う場合には、遅延理由書（第3号様式）に必要事項を記載し、申請書と併せて提出するものとする。

（交付決定）

第6条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、交付する活動助成金の額を決定する。

2 市長は、前項の規定により活動助成金の額を決定したときは、自主防災組織活動助成金交付決定通知書（第2号様式）により助成申請書を提出した自主防災組織の代表者（以下「申請者」という。）に通知する。

（交付）

第7条 活動助成金は、前条第1項による交付決定後、原則として、申請者の指定する金融機関の預金口座に振り込むものとする。

（返還）

第8条 市長は、申請者が、虚偽その他不正の手段で活動助成金の交付を受けたとき、又は第2条第2項に該当する場合は、活動助成金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(使途)

第9条 自主防災組織は、交付を受けた活動助成金の使途を明確にしておかなければならない。

(確認)

第10条 市長は、必要に応じ、自主防災組織の代表者が暴力団員に該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。ただし、当該確認のために個人情報を神奈川県警察本部長に提供するときは、神奈川県警察本部長に対して当該確認を行うことについて、当該個人情報の本人の同意を得るものとする。

附 則

この要綱は、昭和58年4月15日から施行し、昭和58年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年5月1日から施行し、平成20年4月1日より適用する。

(経過措置)

2 この要綱施行の際、平成20年4月1日付け20川総危第48号による改正前の要綱の規定による様式によってなした、平成20年4月1日付け20川総危第48号による改正前の要綱第5条に基づく交付申請は、平成20年7月31日までの間に限り、有効とみなす。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年11月19日から施行する。

附 則 (平成28年3月31日27川総危第1448号)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年3月29日3川総危第1801号)

この要綱は、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から適用する。

担任		
----	--	--

自主防災組織活動助成金交付申請書

年 月 日

(宛先) 川 崎 市 長

自主防災組織名 _____

代表者住所 _____

代表者役職・氏名 (役職) _____ (氏名) _____

生年月日 H. S. T 年 月 日生

電 話 (_____) _____

次のとおり、自主防災組織の活動を実施しましたので、活動助成金の交付を申請します。

実 施 内 容	助成対象区分	実 施 内 容 (該当する項目をチェック)		
	防災訓練	<input type="checkbox"/> 消火訓練 <input type="checkbox"/> 救出救助訓練 <input type="checkbox"/> 救命・救護訓練 <input type="checkbox"/> 避難・誘導訓練 <input type="checkbox"/> 情報収集・伝達訓練 <input type="checkbox"/> 給食・給水訓練 <input type="checkbox"/> 避難所設営・運営訓練 <input type="checkbox"/> 災害図上訓練 <input type="checkbox"/> その他 (_____)		
	防災知識の啓発活動	<input type="checkbox"/> 防災に関する資料の作成及び配布 <input type="checkbox"/> 防災に関する映像等の上映会 <input type="checkbox"/> 防災講演会 (ぼうさい出前講座) の実施 <input type="checkbox"/> 防災関連施設 (防災センター等) の視察 <input type="checkbox"/> その他 (_____)		
実 施 日 時	年 月 日 (時 分 から 時 分まで)			
実 施 場 所				
自主防災組織の構成世帯数	世帯	参加人数	人	
申 請 額	円	既に助成を受けた額	円	
指導担当機関	<input type="checkbox"/> 危機管理本部 <input type="checkbox"/> 区役所 <input type="checkbox"/> 消防署 <input type="checkbox"/> その他 (_____)			

暴力団員でないことを確認するため、本様式に記載された個人情報神奈川県警察本部に照会することについて同意します。

自主防災組織活動助成金交付決定通知書

川崎市指令 第 号
年 月 日

川崎市

様

川崎市長

年 月 日付けで申請のありました自主防災組織活動助成金の交付額につきましては、次のとおり決定しましたので通知します。

助成金交付額 _____ 円

(助成金交付の条件)

- 1 交付を受けた活動助成金の使途は明確にしなければならない。
- 2 虚偽その他不正の手段で活動助成金の交付を受けたときは、活動助成金の全部又は一部を返還させる。

担任		
----	--	--

遅 延 理 由 書

年 月 日

(宛先) 川 崎 市 長

自主防災組織名 _____

代表者住所 _____

代表者役職・氏名 (役職) _____ (氏名) _____

電 話 () _____ - _____

次の理由により、自主防災組織活動助成金申請書の提出が遅延しました。

[]

1 1 川崎市地域防災活動促進助成金交付要綱【危機管理本部】

(総則)

第1条 市長は、地域における防災活動を強力に推進するため、市及び区の自主防災組織連絡協議会（以下「協議会」という。）の行う事業及び運営に要する経費について、この要綱に定めるところにより、予算の範囲内で、川崎市地域防災活動促進助成金（以下、「助成金」という。）を協議会に交付する。

(交付対象)

第2条 助成金の交付対象は、協議会とする。

2 前項の規定にかかわらず、協議会の代表者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）に該当する場合は、助成金を交付しないものとする。

(助成事業)

第3条 助成金の対象となる協議会の行う事業（以下「助成事業」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 避難所運営に関する会議、訓練、研修会、講習等に関すること。
- (2) 地域防災拠点（中学校）を中心とした防災活動に関すること。
- (3) 防災に関する資料を作成し、提供すること。
- (4) 市民まつり、区民祭等において、防災に関する啓発、周知をすること。
- (5) 協議会の運営に関すること。
- (6) その他市長が必要と認めた地域防災活動促進のための事業を行うこと。

(交付申請)

第4条 協議会は、助成金の交付を受けようとするときは、川崎市地域防災活動促進助成金交付申請書（第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 地域防災活動促進事業計画書（第2号様式）
- (2) 地域防災活動促進事業月別事業計画書（第3号様式）
- (3) 地域防災活動促進事業収支予算書（第4号様式）

(助成金の交付決定及び通知)

第5条 市長は、前条第1項の交付申請があったときは、これを審査し、適正と認めたときは、交付を決定する。

2 前項の規定による交付決定の通知は、川崎市地域防災活動促進助成金交付決定通知書（第5号様式）により行う。

(助成事業の変更等)

第6条 助成金の交付を受けた協議会は、助成事業内容又は助成事業の経費配分を変更しようとするときは、あらかじめ地域防災活動促進事業変更（中止、廃止）承認申請書（第6号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、助成事業に要する各事業経費の変更額が、当該経費の5パーセント以内又は5万円以下の場合、この限りでない。

- (1) 地域防災活動促進事業変更計画書（第7号様式）
- (2) 地域防災活動促進事業月別事業変更計画書（第8号様式）
- (3) 地域防災活動促進事業変更収支予算書（第9号様式）

2 協議会は、助成事業を中止し、又は廃止する場合は、市長に前項の申請書を提出し、承認を受けなければならない。

(助成事業の変更等の承認及び通知)

第7条 市長は、前条の変更承認申請等があったときは、これを審査し、適正と認めるときは、これを承認する。

2 前項の規定による変更承認等の通知は、川崎市地域防災活動促進助成金変更承認通知書(第10号様式)により行う。

(助成金の交付)

第8条 助成金は、申請者の指定する預金口座に振り込むものとする。

(実績報告)

第9条 助成金の交付を受けた協議会は、助成事業を完了したときは、速やかに川崎市地域防災活動促進助成金事業実績報告書(第11号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 地域防災活動促進事業報告書(第12号様式)
- (2) 地域防災活動促進事業月別事業報告書(第13号様式)
- (3) 地域防災活動促進事業収支決算書(第14号様式)
- (4) 監査結果報告書(第15号様式)

(助成金の額の確定)

第10条 市長は、前条第1項の実績報告があったときは、これを審査し、適正と認めるときは、助成金の額を確定する。

2 前項の規定による助成金の確定額の通知は、川崎市地域防災活動促進助成金交付額確定通知書(第16号様式)により行う。

(助成金の取消し及び返納)

第11条 市長は、協議会が助成事業の実施に関し、次の各号の一に該当するものと認められた場合は、助成金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した助成金の全部若しくは一部を返納させなければならない。

- (1) この要綱により提出する書類に虚偽の記載があったとき。
- (2) 市長の承認を受けずに助成事業の変更等を行ったとき。
- (3) 助成金に不用額が生じたとき。
- (4) 第2条第2項に該当する場合

(書類の整備)

第12条 助成金の交付を受けた協議会は、助成事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該助成事業の完了の日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(検査)

第13条 市長は、必要に応じて助成事業の実施状況等に関して検査することができる。

2 前項に規定する検査は、危機管理監が命じた職員により行い、検査の結果を危機管理監に報告する。

(確認)

第14条 市長は、必要に応じ、協議会の代表者が暴力団員に該当するか否かを神奈川県警

察本部長に対して確認を行うことができる。ただし、当該確認のために個人情報を神奈川県警察本部長に提供するときは、神奈川県警察本部長に対して当該確認を行うことについて、当該個人情報の本人の同意を得るものとする。

附 則

この要綱は、平成9年6月6日から適用する。

附 則

この改正要綱は、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この改正要綱は、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この改正要綱は、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この改定要綱は、平成25年4月1日から適用する。

附 則（平成28年3月31日27川総危第1451号）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月30日29川総危第1407号）

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月29日3川総危第1801号）

この要綱は、令和4年4月1日から適用する。

(第1号様式)

川崎市地域防災活動促進助成金交付申請書

年 月 日

(宛先)

川 崎 市 長

団体名 _____ 自主防災組織連絡協議会

代表者氏名 ふりがな _____ 印

所在地 川崎市 _____

生年月日 H. S. T 年 月 日生

電 話 0 4 4 (_____) _____

令和 年度地域防災活動促進事業について助成金の交付を受けたいので、川崎市地域防災活動促進助成金交付要綱第4条の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

1 申請額 _____ 円

2 添付書類

- (1) 地域防災活動促進事業計画書 (第2号様式)
- (2) 地域防災活動促進事業月別事業計画書 (第3号様式)
- (3) 地域防災活動促進事業収支予算書 (第4号様式)

暴力団員でないことを確認するため、本様式に記載された個人情報をも神奈川県警察本部に照会することについて同意します。

(第2号様式)

地域防災活動促進事業計画書

_____ 自主防災組織連絡協議会

事業名	当初予算額 (円)	積算根拠	事業概要
合計			

(第3号様式)

地域防災活動促進事業月別事業計画書

_____ 自主防災組織連絡協議会

月	事業名	事業内容	備考
4月			
5月			
6月			
7月			
8月			
9月			
10月			
11月			
12月			
1月			
2月			
3月			

(第4号様式)

地域防災活動促進事業収支予算書

_____ 自主防災組織連絡協議会

1 歳入

(単位：円)

事業名	当初予算額	積算根拠
助成金		
合計		

2 歳出

(単位：円)

事業名	当初予算額	積算根拠
合計		

川崎市地域防災活動促進助成金交付決定通知書

川崎市指令危対第 号
令和 年 月 日

川崎市 _____
_____ 自主防災組織連絡協議会
会 長 _____ 様

川崎市長

令和 ____年 ____月 ____日付けで申請のあった川崎市地域防災活動促進助成金
については、次のとおり決定しましたので、条件を付けて交付します。

助成金交付額 円

(交付の条件)

- 1 助成金は、他の経費に流用しないこと。
- 2 交付を受けた助成金の使途を明確にしておくこと。事業終了後は速やかに川崎市地域防災活動促進助成金事業実績報告書に必要書類を添えて、提出すること。
- 3 虚偽その他の不正の手段で助成金の交付を受けたときは、助成金の全部又は一部を返還させる。

(第6号様式)

地域防災活動促進事業変更（中止、廃止）承認申請書

令和 年 月 日

(宛先)

川 崎 市 長

団体名 _____ 自主防災組織連絡協議会

代表者 会 長 _____ 印

所在地 川崎市 _____

電 話 0 4 4 (_____) _____

令和____年____月____日付け川崎市指令危対第____号で交付決定を受けた助成事業について、次のとおり変更（中止、廃止）したいので承認されたく申請します。

事業名	変更前		変更後		備考	
	金額 (a) 円	事業 概要	金額 (b) 円	事業 概要	増減 (b) - (a) 円	変更（中止、廃止） の理由
合 計						

(第7号様式)

地域防災活動促進事業変更計画書

_____ 自主防災組織連絡協議会

事業名	変更後予算額(円)	積算根拠	事業概要
合計			

(第8号様式)

地域防災活動促進事業月別事業変更計画書

_____ 自主防災組織連絡協議会

月	事業名	事業内容	備考
4月			
5月			
6月			
7月			
8月			
9月			
10月			
11月			
12月			
1月			
2月			
3月			

(第9号様式)

地域防災活動促進事業変更収支予算書

_____ 自主防災組織連絡協議会

1 歳入

(単位：円)

事業名	当初予算額 (a)	変更後予算額 (b)	増減 (b) - (a)	積算根拠
助成金				
合計				

2 歳出

(単位：円)

事業名	当初予算額 (a)	変更後予算額 (b)	増減 (b) - (a)	積算根拠
合計				

(第10号様式)

川崎市地域防災活動促進助成金変更承認通知書

川崎市指令危対第 号
令和 年 月 日

川崎市 _____
_____ 自主防災組織連絡協議会
会 長 _____ 様

川崎市長

令和 ____年 ____月 ____日付けで申請のあった川崎市地域防災活動促進助成金
の変更については、申請のとおり事業変更することを承認します。

(第 1 1 号様式)

川崎市地域防災活動促進助成金事業実績報告書

令和 年 月 日

(宛先)

川 崎 市 長

団体名 _____ 自主防災組織連絡協議会
代表者 会 長 _____ 印
所在地 川崎市 _____
電 話 0 4 4 (_____) _____

令和____年度地域防災活動促進事業について、事業を完了したので川崎市地域防災活動促進助成金交付要綱第9条の規定に基づき、関係書類を添えて報告します。

添付書類

- (1) 地域防災活動促進事業報告書 (第 1 2 号様式)
- (2) 地域防災活動促進事業月別事業報告書 (第 1 3 号様式)
- (3) 地域防災活動促進事業収支決算書 (第 1 4 号様式)
- (4) 監査結果報告書 (第 1 5 号様式)

(第12号様式)

地域防災活動促進事業報告書

_____ 自主防災組織連絡協議会

事業名	決算額(円)	積算根拠	事業概要
合計			

(第13号様式)

地域防災活動促進事業月別事業報告書

_____自主防災組織連絡協議会

月	事業名	事業内容	備考
4月			
5月			
6月			
7月			
8月			
9月			
10月			
11月			
12月			
1月			
2月			
3月			

(第14号様式)

地域防災活動促進事業収支決算書

_____ 自主防災組織連絡協議会

1 歳入

(単位：円)

事業名	予算額 (a)	決算額 (b)	増減 (b) - (a)	積算根拠
助成金				
合計				

2 歳出

(単位：円)

事業名	予算額 (a)	決算額 (b)	増減 (b) - (a)	積算根拠
合計				

監 査 結 果 報 告 書

令和 年 月 日

(宛先)

川 崎 市 長

(会計監査実施者)

川崎市____区_____

_____自主防災組織連絡協議会

監 査 _____印

監 査 _____印

令和____年度地域防災活動促進事業にかかる助成金の執行について、以下により
会計監査を実施したところ、適正に執行されていることを確認しました。

1 実施日 令和____年____月____日 (____)

2 実施方法

(1) _____

(2) _____

(3) _____

(4) _____

(第16号様式)

川崎市地域防災活動促進助成金交付額確定通知書

川危対第 号
令和 年 月 日

川崎市
自主防災組織連絡協議会
会長 様

川崎市長

令和 年 月 日付けで提出がありました川崎市地域防災活動促進助成金事業実績報告書について、その内容を審査した結果、次のとおり助成金の交付金額を確定しましたので、通知します。

助成金交付額 円

宮前区内土砂災害警戒区域指定一覧

番号	所在地	区域名	指定年月日	県告示第号
1	有馬3丁目	有馬3丁目1	令和3年5月25日	第408号
2	有馬3丁目	有馬3丁目2	令和3年5月25日	第408号
3	有馬2丁目、有馬3丁目及び有馬4丁目	有馬4丁目1	平成23年3月29日	第225号
4	有馬3丁目及び有馬4丁目	有馬4丁目2	令和3年5月25日	第408号
5	有馬5丁目	有馬5丁目1	令和3年5月25日	第408号
6	有馬7丁目	有馬7丁目1	令和3年5月25日	第408号
7	有馬7丁目	有馬7丁目2	平成23年3月29日	第225号
8	有馬1丁目、有馬8丁目及び鷺沼1丁目	有馬8丁目1	令和3年5月25日	第408号
9	有馬8丁目	有馬8丁目2	令和3年5月25日	第408号
10	有馬9丁目	有馬9丁目1	令和3年5月25日	第408号
11	梶ヶ谷及び野川本町1丁目	梶ヶ谷1	令和3年5月25日	第408号
12	梶ヶ谷及び宮崎	梶ヶ谷2	平成23年3月29日	第225号
13	けやき平	けやき平1	平成23年3月29日	第225号
14	けやき平	けやき平2	平成23年3月29日	第225号
15	けやき平及び南平台	けやき平3	令和3年5月25日	第408号
16	小台1丁目	小台1丁目1	平成23年3月29日	第225号
17	小台1丁目	小台1丁目2	令和3年5月25日	第408号
18	鷺沼1丁目	鷺沼1丁目1	令和3年5月25日	第408号
19	有馬8丁目及び鷺沼1丁目	鷺沼1丁目2	平成23年3月29日	第225号
20	鷺沼2丁目及び鷺沼3丁目	鷺沼2丁目1	令和3年5月25日	第408号
21	鷺沼2丁目	鷺沼2丁目2	令和3年5月25日	第408号
22	小台1丁目、鷺沼3丁目及び土橋3丁目	鷺沼3丁目1	平成23年3月29日	第225号
23	鷺沼4丁目、土橋3丁目、土橋4丁目及び犬蔵2丁目	鷺沼4丁目1	平成23年3月29日	第225号
24	鷺沼4丁目及び犬蔵2丁目	鷺沼4丁目2	平成23年3月29日	第225号
25	土橋1丁目及び土橋7丁目	土橋1丁目1	令和3年5月25日	第408号
26	土橋1丁目及び宮前平2丁目	土橋1丁目2	令和4年12月27日	第522号
27	土橋2丁目	土橋2丁目1	平成23年3月29日	第225号
28	土橋2丁目	土橋2丁目2	平成23年3月29日	第225号
29	小台1丁目及び土橋2丁目	土橋2丁目3	平成23年3月29日	第225号
31	土橋3丁目	土橋3丁目1	平成23年3月29日	第225号
32	土橋4丁目及び土橋6丁目	土橋4丁目1	令和3年5月25日	第408号
33	土橋5丁目	土橋5丁目1	平成23年3月29日	第225号
34	けやき平、土橋5丁目、土橋6丁目及び南平台	土橋6丁目1	平成23年3月29日	第225号
35	土橋6丁目	土橋6丁目2	平成23年3月29日	第225号
36	土橋7丁目	土橋7丁目1	令和4年5月31日	第253号
37	野川本町1丁目	野川1	令和3年5月25日	第408号
38	野川本町1丁目	野川2	令和3年5月25日	第408号
39	野川本町1丁目	野川3	令和3年5月25日	第408号
40	野川	野川4	平成23年3月29日	第225号
41	野川本町3丁目	野川5	令和3年5月25日	第408号
42	野川本町3丁目	野川6	令和3年5月25日	第408号
43	野川本町2丁目及び野川本町3丁目	野川7	令和3年5月25日	第408号
44	野川本町2丁目	野川8	令和3年5月25日	第408号
45	野川及び西野川3丁目	野川9	令和3年5月25日	第408号
46	野川及び西野川3丁目	野川10	令和3年5月25日	第408号
47	西野川3丁目	野川11	令和3年5月25日	第408号
48	野川	野川12	令和4年6月28日	第292号
49	野川	野川13	令和3年5月25日	第408号
50	野川	野川14	令和4年6月28日	第292号
51	野川	野川15	令和3年5月25日	第408号
52	西野川3丁目	野川16	令和3年5月25日	第408号
53	西野川2丁目	野川17	令和3年5月25日	第408号
54	野川及び西野川2丁目	野川18	令和3年5月25日	第408号
55	野川、西野川1丁目及び西野川2丁目	野川19	令和3年5月25日	第408号
56	野川、西野川1丁目	野川20	令和3年5月25日	第408号
57	西野川1丁目及び梶ヶ谷	野川21	令和5年3月28日	第142号
58	野川及び西野川3丁目	野川22	令和3年5月25日	第408号
59	東有馬2丁目	東有馬2丁目1	令和3年5月25日	第408号

番号	所在地	区域名	指定年月日	県告示番号
60	東有馬3丁目	東有馬3丁目1	令和3年5月25日	第408号
62	東有馬5丁目	東有馬5丁目1	平成23年3月29日	第225号
63	東有馬5丁目	東有馬5丁目2	令和3年5月25日	第408号
64	東有馬4丁目及び東有馬5丁目	東有馬5丁目3	平成23年3月29日	第225号
65	馬絹及び宮崎1丁目	馬絹1	平成23年3月29日	第225号
66	馬絹5丁目	馬絹2	令和3年5月25日	第408号
67	馬絹4丁目	馬絹3	令和3年5月25日	第408号
68	馬絹	馬絹4	平成23年3月29日	第225号
69	馬絹	馬絹5	平成23年3月29日	第225号
70	馬絹6丁目及び宮崎1丁目	馬絹6	令和3年5月25日	第408号
71	馬絹及び宮崎1丁目	馬絹7	平成26年4月18日	第222号
72	宮崎	宮崎1	平成23年3月29日	第225号
73	宮崎	宮崎2	平成23年3月29日	第225号
74	宮崎1丁目	宮崎1丁目1	平成23年3月29日	第225号
75	宮崎1丁目及び馬絹6丁目	宮崎1丁目2	令和3年5月25日	第408号
76	宮崎1丁目	宮崎1丁目3	平成26年4月18日	第222号
77	宮崎2丁目	宮崎2丁目1	平成23年3月29日	第225号
78	宮崎及び宮崎2丁目	宮崎2丁目2	平成23年3月29日	第225号
79	宮崎2丁目	宮崎2丁目3	平成23年3月29日	第225号
80	宮崎2丁目及び宮崎3丁目	宮崎2丁目4	平成26年4月18日	第222号
81	宮崎3丁目	宮崎3丁目1	令和4年8月19日	第357号
82	宮崎3丁目	宮崎3丁目2	令和3年5月25日	第408号
83	宮崎5丁目	宮崎5丁目1	平成23年3月29日	第225号
84	宮崎5丁目及び宮崎6丁目	宮崎6丁目1	平成23年3月29日	第225号
85	宮崎2丁目、宮前平1丁目及び宮前平3丁目	宮前平1丁目1	平成23年3月29日	第225号
86	宮前平1丁目	宮前平1丁目2	平成23年3月29日	第225号
87	宮前平1丁目、宮前平2丁目及び宮前平3丁目	宮前平1丁目3	平成23年3月29日	第225号
88	土橋1丁目及び宮前平2丁目	宮前平2丁目1	令和3年5月25日	第408号
90	犬蔵1丁目及び菅生6丁目	犬蔵1丁目1	平成23年3月29日	第225号
91	犬蔵1丁目	犬蔵1丁目2	平成23年3月29日	第225号
92	犬蔵1丁目	犬蔵1丁目3	令和3年5月25日	第408号
93	犬蔵1丁目	犬蔵1丁目4	平成23年3月29日	第225号
94	犬蔵1丁目	犬蔵1丁目5	令和3年5月25日	第408号
95	犬蔵1丁目	犬蔵1丁目6	令和3年5月25日	第408号
96	犬蔵2丁目	犬蔵2丁目1	令和3年5月25日	第408号
97	犬蔵2丁目	犬蔵2丁目2	平成23年3月29日	第225号
98	犬蔵2丁目	犬蔵2丁目3	令和3年5月25日	第408号
99	犬蔵2丁目	犬蔵2丁目4	平成23年3月29日	第225号
100	犬蔵2丁目	犬蔵2丁目5	平成23年3月29日	第225号
101	犬蔵3丁目	犬蔵3丁目1	令和3年5月25日	第408号
102	犬蔵3丁目	犬蔵3丁目2	令和3年5月25日	第408号
103	犬蔵3丁目	犬蔵3丁目3	平成26年4月18日	第222号
104	五所塚1丁目及び神木本町1丁目	五所塚1丁目1	令和3年5月25日	第408号
105	五所塚1丁目	五所塚1丁目2	平成26年4月18日	第222号
106	五所塚2丁目及び平2丁目	五所塚2丁目1	令和3年5月25日	第408号
107	潮見台及び菅生ヶ丘	潮見台1	令和3年5月25日	第408号
108	潮見台	潮見台2	令和3年5月25日	第408号
109	潮見台	潮見台3	平成23年3月29日	第225号
110	潮見台	潮見台4	平成23年3月29日	第225号
111	神木本町1丁目及び神木本町2丁目	神木本町1丁目1	令和3年5月25日	第408号
112	神木本町1丁目	神木本町1丁目2	令和3年5月25日	第408号
113	神木本町2丁目	神木本町2丁目1	令和3年5月25日	第408号
114	神木本町2丁目	神木本町2丁目2	令和3年5月25日	第398号
115	神木本町2丁目	神木本町2丁目3	令和3年5月25日	第408号
116	神木本町3丁目	神木本町3丁目1	令和3年5月25日	第408号
117	神木本町3丁目及び神木本町4丁目	神木本町4丁目1	平成23年3月29日	第225号
118	神木本町2丁目及び神木本町4丁目	神木本町4丁目2	平成23年3月29日	第225号
119	神木本町5丁目及び平5丁目	神木本町5丁目1	令和3年5月25日	第408号
120	白幡台1丁目	白幡台1丁目1	平成23年3月29日	第225号
121	白幡台2丁目及び初山2丁目	白幡台2丁目1	令和3年5月25日	第408号
122	菅生1丁目及び菅生2丁目	菅生1丁目1	令和3年5月25日	第408号

番号	所在地	区域名	指定年月日	県告示第号
123	菅生1丁目	菅生1丁目2	令和3年5月25日	第408号
124	菅生1丁目及び初山1丁目	菅生1丁目3	令和3年5月25日	第408号
125	菅生2丁目	菅生2丁目1	令和3年5月25日	第408号
126	菅生1丁目及び菅生2丁目	菅生2丁目2	令和3年5月25日	第408号
127	菅生2丁目	菅生2丁目3	令和3年5月25日	第408号
128	菅生2丁目	菅生2丁目4	平成23年3月29日	第225号
129	菅生4丁目及び菅生5丁目	菅生4丁目1	令和3年5月25日	第408号
130	菅生4丁目	菅生4丁目2	令和3年5月25日	第408号
131	菅生5丁目	菅生5丁目1	令和3年5月25日	第408号
132	菅生6丁目	菅生6丁目1	令和3年5月25日	第408号
133	菅生3丁目及び菅生ヶ丘	菅生ヶ丘1	令和5年2月24日	第59号
134	菅生ヶ丘	菅生ヶ丘2	令和3年5月25日	第408号
135	菅生ヶ丘及び水沢3丁目	菅生ヶ丘3	令和3年5月25日	第408号
136	菅生ヶ丘	菅生ヶ丘4	令和3年5月25日	第408号
137	五所塚2丁目、神木本町1丁目及び平1丁目	平1丁目1	令和3年5月25日	第408号
138	平1丁目及び平2丁目	平1丁目2	令和3年5月25日	第408号
139	五所塚2丁目及び平2丁目	平2丁目1	平成23年3月29日	第225号
140	平2丁目	平2丁目2	令和3年5月25日	第408号
141	平3丁目	平3丁目1	令和3年5月25日	第408号
142	平2丁目及び平3丁目	平3丁目2	令和3年5月25日	第408号
143	平3丁目	平3丁目3	平成23年3月29日	第225号
144	白幡台1丁目及び平4丁目	平4丁目1	令和3年5月25日	第408号
145	平4丁目及び南平台	平4丁目2	令和3年5月25日	第408号
146	平1丁目及び平5丁目	平5丁目1	令和3年5月25日	第408号
147	平5丁目、平6丁目及び南平台	平5丁目2	平成23年3月29日	第225号
148	神木本町4丁目及び平6丁目	平6丁目1	平成23年3月29日	第225号
149	南平台	南平台1	平成23年3月29日	第225号
150	南平台	南平台2	平成23年3月29日	第225号
151	南平台及び初山2丁目	南平台3	令和3年5月25日	第408号
152	白幡台1丁目及び南平台	南平台4	平成23年3月29日	第225号
153	初山1丁目	初山1丁目1	令和3年5月25日	第408号
154	初山1丁目	初山1丁目2	令和3年5月25日	第408号
155	初山1丁目	初山1丁目3	令和3年5月25日	第408号
156	初山1丁目	初山1丁目4	令和3年5月25日	第408号
157	初山1丁目	初山1丁目5	令和4年1月25日	第19号
158	初山1丁目	初山1丁目6	令和3年5月25日	第408号
159	菅生1丁目及び初山1丁目	初山1丁目7	令和3年5月25日	第408号
160	菅生6丁目及び初山2丁目	初山2丁目1	平成23年3月29日	第225号
161	水沢1丁目、水沢2丁目及び水沢3丁目	水沢1丁目1	平成23年3月29日	第225号
162	水沢1丁目	水沢1丁目2	令和3年5月25日	第408号
163	水沢1丁目及び水沢2丁目	水沢1丁目3	平成23年3月29日	第225号
164	水沢2丁目	水沢2丁目1	令和3年5月25日	第408号
165	菅生3丁目及び水沢3丁目	水沢3丁目1	令和3年8月17日	第556号
166	水沢3丁目	水沢3丁目2	平成23年3月29日	第225号

対象現象	未指定	指定済
急傾斜地の崩壊	0区域	163区域

令和5年3月28日現在

洪水に関する避難情報の発令基準

令和4年6月改正

警戒レベル	項目	基準	発令対象	判断基準の補足資料等	発令者	広報手段	
警戒レベル3	高齢者等避難	<ol style="list-style-type: none"> 避難判断水位(レベル3水位)に到達し、かつ、上流の水位観測所の河川水位の上昇や洪水予報の内容、降水短時間予報等により、氾濫危険水位を超えることが予想される場合。ただし、幸区戸手4丁目堤防の川側の地区については、現場の状況から水位が居住地に達する見込みがある場合 発令基準①が想定される強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 堤防に軽微な漏水・浸食等が発見された場合 	<ol style="list-style-type: none"> 洪水ハザードマップ又は県が公表した浸水想定区域図の浸水想定区域内の住民 	<ul style="list-style-type: none"> 気象情報 台風情報 川崎市防災気象情報の天気予報 気象庁の予報 多摩川、幸区の鶴見川、矢上川に係る洪水予報、水防警報、水害リスクライン及び水位予報等 水位観測所状況図(堤防断面図) 小内河内ダム放流通知 巡視による現地調査 重要水防箇所(多摩川、鶴見川他) 水位情報は各基準水位観測所の水位であり、当該水位情報を基に当該洪水予報区間の重要水防箇所A、Bや想定浸水深が50cm以上の地点を重点に現場の状況を確認して判断する。 	<ul style="list-style-type: none"> 市専(災害対策基本法第80条、水防法第29条) 区長、消防局長、消防署長(川崎市地域防災計画風水害対策編) 	<ul style="list-style-type: none"> 同報系防災無線による放送 区の広報車、消防車両からの放送 自主防災組織、町内会長等による伝達 ホームページ 防災気象情報メール、X テレビ、ラジオ アラート配信 緊急速報メール 	
警戒レベル4	避難指示	<ol style="list-style-type: none"> 氾濫危険水位(レベル4水位)に到達した場合、水位予測に基づき急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれる場合又は氾濫開始相当水位に到達することが予想される場合。ただし、幸区戸手4丁目の堤防の川側の地区については、現場の状況から水位が居住地に達する見込みがある場合 発令基準①が想定される強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合(暴風警報の発表後速やかに発令) 発令基準①が想定される強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 堤防に異常な漏水・浸食等が発見された場合 	<ol style="list-style-type: none"> 洪水ハザードマップ又は県が公表した浸水想定区域図の浸水想定区域内の住民 	<ul style="list-style-type: none"> 気象情報 台風情報 川崎市防災気象情報の天気予報 気象庁の予報 多摩川、幸区の鶴見川、矢上川、有馬川、麻生川、真光寺川、三沢川、五反田川、二ヶ領本川、平瀬川、平瀬川支川に係る水防警報及び水位予報等 巡視による現地調査 水位情報は各水位観測所の水位であり、当該水位情報を基に当該河川の重要水防箇所A、Bや想定浸水深が50cm以上の地点を重点に現場の状況を確認して判断する。 	<ul style="list-style-type: none"> 市専(災害対策基本法第80条、水防法第29条) 区長、消防局長、消防署長(川崎市地域防災計画風水害対策編) 	<ul style="list-style-type: none"> 同報系防災無線による放送 区の広報車、消防車両からの放送 自主防災組織、町内会長等による伝達 ホームページ 防災気象情報メール、X テレビ、ラジオ アラート配信 緊急速報メール 	
警戒レベル5	緊急安全確保	<ol style="list-style-type: none"> 氾濫開始相当水位に到達した場合 堤防に異常な漏水・浸食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合 決壊や越水・溢水の発生若しくは氾濫発生情報(警戒レベル5相当情報[洪水])が発表された場合 					
警戒レベル3	高齢者等避難	<ol style="list-style-type: none"> 避難判断水位(レベル3水位)に到達し、かつ、上流の水位観測所の河川水位の上昇や洪水予報の内容、降水短時間予報等により、氾濫するおそれがある場合 発令基準①が想定される強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 堤防に軽微な漏水・浸食等が発見された場合 	<ol style="list-style-type: none"> 洪水ハザードマップ又は県が公表した浸水想定区域図の浸水想定区域内の住民 	<ul style="list-style-type: none"> 気象情報 台風情報 川崎市防災気象情報の天気予報 気象庁の予報 多摩川、幸区の鶴見川、矢上川、有馬川、麻生川、真光寺川、三沢川、五反田川、二ヶ領本川、平瀬川、平瀬川支川に係る水防警報及び水位予報等 巡視による現地調査 水位情報は各水位観測所の水位であり、当該水位情報を基に当該河川の重要水防箇所A、Bや想定浸水深が50cm以上の地点を重点に現場の状況を確認して判断する。 	<ul style="list-style-type: none"> 市専(災害対策基本法第80条、水防法第29条) 区長、消防局長、消防署長(川崎市地域防災計画風水害対策編) 	<ul style="list-style-type: none"> 同報系防災無線による放送 区の広報車、消防車両からの放送 自主防災組織、町内会長等による伝達 ホームページ 防災気象情報メール、X テレビ、ラジオ アラート配信 緊急速報メール 	
警戒レベル4	避難指示	<ol style="list-style-type: none"> 氾濫危険水位(レベル4水位)に到達した場合 洪水警報の危険度分布で「災害切迫(黒)」が出現した場合(流域雨量指数が実況で大雨特別警報(浸水害)の基準に到達した場合) 水門等の施設の施設機能が発表された場合や排水機場の運転を停止せざるを得ない場合(支川台流部のため発令対象区域を限定する) 堤防に異常な漏水・浸食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合 決壊や越水・溢水が発生した場合 					
警戒レベル5	緊急安全確保	<ol style="list-style-type: none"> 氾濫開始相当水位に到達した場合 堤防に異常な漏水・浸食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合 決壊や越水・溢水が発生した場合 					

※国、県管理河川以外の市内河川及び水踏については、過去の浸水地域と時間降雨量等を考慮して各区で巡回を行い避難等に係る判断を行う。

注) ① 本基準は、判断を行うための目安であり、災害状況の推移、予測等を踏まえ柔軟に対応する。

② 災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、市長または消防機関に属する者等は警戒区域を設定し、当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は退去を命ずることができる。(災害対策基本法第63条、水防法第21条)

土砂災害に関する避難情報の発令基準

令和4年6月改正

警戒レベル	項目	基準	発令対象	判断基準の補足資料等	発令者	広報手段
警戒レベル3	高齢者等避難	<p>① 大雨警報(土砂災害)(警戒レベル3相当情報[土砂災害])が発表され、かつ、土砂災害警戒判定メッシュ情報で大雨警報の土壌雨量指数基準を超過し、さらに降雨が継続し、土砂災害警戒情報(警戒レベル4相当情報[土砂災害])の発表が見込まれる場合</p> <p>② 強い降雨を伴う台風(土砂災害)の発表により、横浜地方気象台による気象経過予想において、夜遅くから明け方にかけて大雨注意報が大雨警報(土砂災害)(警戒レベル3相当情報[土砂災害])に切り替わることが見込まれている場合</p>	<p>土砂災害警戒区域内の住民</p>	<p>○ 気象情報 ○ 台風情報 ○ 川崎市防災気象情報の天気予報 ○ 気象庁の予報 ○ 気象警報、注意報、特別警報 ○ 雨量 ○ 川崎市防災気象情報の雨量観測情報 ○ 土砂災害ハザードマップ ○ 土壌雨量指数 ○ 気象庁の土砂災害警戒判定メッシュ情報 ○ レーダー・ナウキャスト ○ 国土交通省防災情報提供センター ○ 神奈川県土砂災害情報システムの情報</p>	<p>○ 同轄系防災無線線による放送 ○ 区の広報車、消防車両からの放送 ○ 自主防災組織、町内会長等による伝達 ○ ホームページ ○ 防災気象情報メール、X ○ テレビ、ラジオ ○ アラート配信 ○ 緊急速報メール</p>	
警戒レベル4	避難指示	<p>① 土砂災害警戒情報(警戒レベル4相当情報[土砂災害])が発表された時</p> <p>② 大雨警報(土砂災害)(警戒レベル3相当情報[土砂災害])が発表されている状況で、川崎市内で1時間100mmを超える猛烈な雨が観測された場合</p> <p>③ 発令基準①、②が想定される強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合(暴風警報の発表後速やかに発令)</p> <p>④ 発令基準①、②が想定される強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合</p> <p>⑤ 崖崩れの前兆現象が発見された場合</p>	<p>○ 土砂災害警戒メッシュ情報 ○ 土砂災害警戒情報(警戒レベル4相当情報[土砂災害])の判定基準を超過、又は超過見込みの地域を含む区の区内すべての土砂災害警戒区域内の住民</p> <p>○ 大規模な開発行為等を行っている現場に隣接している住宅等や過去に土砂災害が発生した後に特に対策を行っていない場所、その他の土砂災害の発生地点周辺で被害発生のおそれがある又は被害を受けた地区の住民</p>	<p>○ 土砂災害警戒情報 ○ 記録的短時間大雨情報 ○ 巡回による現地調査 ○ 大規模開発行為等を行っている現場付近、急傾斜地崩壊危険区域のうち防災対策工事が未着手の箇所、過去に土砂災害が発生し対策が行われていない場所、その他他の巡視が必要と認められない場所)崖崩れの前兆現象 ・ガリー(掘れ溝)侵食の発生 ・湧水の発生、増減、濁り等の変化 ・浮石の落下、樹木等の揺れ ・斜面(擁壁)からの異音 ・斜面(擁壁)のふくらみ ・小崩壊の断続的発生等</p>	<p>○ 市長 (災害対策基本法第60条) ○ 区長、消防局長、消防署長 (川崎市地域防災計画風水害対策編) ○ 避難指示の必要があると認め、市長(市本部長)に要請するとともに、補助執行機関として避難指示を市長に代わり実施し、事後速やかに市長に報告する。</p> <p>○ 市長(市本部長)に要請するとともに、補助執行機関として避難指示を市長に代わり実施し、事後速やかに市長に報告する。</p> <p>○ 同轄系防災無線線によるサイレン</p>	
警戒レベル5	緊急安全確保	<p>① 大雨特別警報(土砂災害)(警戒レベル5相当情報[土砂災害])が発表された場合</p> <p>② 土砂災害の危険度分布で「災害切迫(黒)」(警戒レベル5相当情報[土砂災害])となった場合</p> <p>③ 土砂災害の発生を確認した場合</p>	<p>土砂災害警戒メッシュ情報 ○ 土砂災害警戒メッシュ情報で実況で土砂災害警戒区域を超過の地域を含む区の区内すべての土砂災害警戒区域内の住民</p> <p>○ 土砂災害の発生地点周辺で被害発生のおそれがある又は被害を受けた地区の住民</p>	<p>○ 土砂災害警戒メッシュ情報 ○ 土砂災害警戒情報(警戒レベル5相当情報[土砂災害])が発表された場合 ○ 土砂災害の危険度分布で「災害切迫(黒)」(警戒レベル5相当情報[土砂災害])となった場合 ○ 土砂災害の発生を確認した場合</p>	<p>○ 同轄系防災無線線によるサイレン</p>	

注) ① 本基準は、判断を行うための目安であり、災害状況の推移、予測等を踏まえ柔軟に対応する。
 ② 災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、市長または消防機関に属する者等は警戒区域を設定し、当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は退去を命ずることができる。(災害対策基本法第63条、水防法第21条)

高潮災害に関する避難情報の発令基準

令和4年6月改正

警戒レベル	項目	基準	発令対象	判断基準の補足資料等	発令者	広報手段
警戒レベル3	高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> ① 高潮注意報の発表において警報に切り替える可能性が高い旨に言及された場合（数時間先に高潮警報が発表される状況の時に発表） ② 発令基準①が想定される強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 ③ 伊勢湾台風・級の台風が接近し、上陸24時間前に、気象庁から、特別警報発表の可能性がある旨、府県気象情報や記者会見等により周知された場合 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 神奈川県が指定した高潮浸水想定区域内の住民等 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 気象情報 ○ 台風情報 ○ 川崎市防災気象情報の天気予報 ○ 気象庁の予報 ○ 気象警報、注意報、特別警報 ○ 地域のリスク情報 ○ 高潮浸水想定区域図（神奈川県） 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市長（災害対策基本法第60条） ○ 区長、消防局長、消防署長（川崎市地域防災計画風水害対策編） ○ 避難指示の必要があると認め、市長（市本部長）に要請するいとまのないときは、補助執行機関として避難指示を市長に代わり実施し、事後速やかに市長に報告する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 同報系防災無線による放送 ○ 区の広報車、消防車両からの放送 ○ 自主防災組織、町内会長等による伝達 ○ ホームページ ○ 防災気象情報メール、X ○ テレビ、ラジオ ○ アプリート配信 ○ 緊急速報メール
警戒レベル4	避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ① 高潮警報（警戒レベル4相当情報〔高潮〕）又は高潮特別警報（警戒レベル4相当情報〔高潮〕）が発表された場合 ② 発令基準①が想定される強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（高潮注意報が発表され、当該注意報において、夜間～翌日早朝までに警報に切り替える可能性が高い旨言及される場合など） 				
警戒レベル5	緊急安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ① 水門、陸こう等の異常が確認された場合 ② 海岸堤防等が倒壊した場合 ③ 異常な越波・越流が発生した場合 ④ 高潮氾濫の発生を確認した場合、若しくは高潮氾濫発生情報が発表された場合 				

注) ① 本基準は、判断を行うための目安であり、災害状況の推移、予測等を踏まえ柔軟に対応する。
 ② 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、市長または消防機関に属する者等は警戒区域を設定し、当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は退去を命ずることができる。（災害対策基本法第63条、水防法第21条）

九都県市の協定に基づく災害時帰宅支援ステーション店舗一覧

コンビニエンスストア	●デイリーヤマザキ ●ファミリーマート ●ミニストップ ●ローソン ●生活彩家	●ニューヤマザキデイリーストア ●セブン-イレブン ●ポプラ ●ローソンストア100 ●ナチュラルローソン 等
ファーストフード	●カレーハウス CoCo壱番屋 ●タリーズコーヒー ●ミスタードーナツ ●モスバーガー	●吉野家 ●山田うどん食堂 ●天井てんや 等
ファミリーレストラン	●味の民芸 ●TGI フライデーズ ●デニーズ ●和食麺処サガミ	●ロイヤルホスト ●和食さと ●焼肉の和民 等
居酒屋	●はな(花)の舞 ●さかなや道場	●旨唐揚げと居酒屋メシ ミライザカ ●三代目 鳥メロ 等
カラオケスペース	●カラオケ館 ●カラオケの鉄人 ●カラオケルーム歌広場 ●カラオケALL ●ビッグエコー ●カラオケモコモコ	●カラオケパセラ ●JOYSOUND ●カラオケバンバン ●カラオケマック ●カラオケまねきねこ ●コート・ダジュール 等
その他	●ナポリの窯 ●オートボックス	●快活CLUB ●ケアパートナー 等

令和4年10月末現在

宮前区内災害用選定井戸一覧

災害用選定井戸は井戸の所有者の御協力によって運営されていますので、災害時は施設の所有者の指示に従ってください。

生活用水とはトイレ、洗濯、掃除等にご利用いただくための水です。飲用の可否を判断する水質検査とは異なりますので、ご注意ください。

令和5年11月現在

生活用水 供給井戸	有馬3-14-4
	犬蔵2-13-1
	小台2-4-3
	小台2-9-9
	小台2-20-9
	潮見台16-3
	神木本町3-11-12
	神木本町4-2-10
	神木本町5-9-8
	神木本町5-12-5
	白幡台1-14-17
	菅生2-7-1
	菅生2-7-2
	菅生2-17-12
	菅生6-36-39
	菅生ヶ丘29-6
	平1-10-11
	平2-7-16
	平5-9-30
	平6-2-18
	土橋6-8-6
	水沢3-9-3
	西野川1-41-9
	西野川2-30-8
南野川2-27-2	
南野川3-29-15	

生活用水 供給井戸	野川本町3-24-29
	初山1-16-9
	初山2-6-46
	東有馬2-10-15
	東有馬2-20-16
	東有馬4-12-3
	東有馬4-15-19
	馬絹1-32-9
	馬絹1-33-14
	馬絹1-36-18
	馬絹2-9-1
	馬絹3-4-8
	馬絹3-5-43
	馬絹3-7-23
	馬絹3-17-4
	馬絹4-4-22
	馬絹4-14-14
	馬絹4-15-22
	馬絹4-16-28
	馬絹4-33-2
	馬絹5-7-4
	宮崎124
	宮崎663
	宮崎3-10-38
宮崎3-15-2	

東京急行電鉄株式会社防災計画

第1節 計画方針

この計画は川崎市地域防災計画に基づき、地震に関する災害予防、災害応急対策及び災害復旧について定め、旅客の生命、身体を災害から保護するとともに、災害による被害を軽減し、もって公共機関の社会的責任を果たすことを目的とする。

第2節 施設の現況

当社の東横線24.2kmのうち約 3.6km、目黒線11.9kmのうち約3.6km、田園都市線31.5kmのうち約6.7km、大井町線12.4kmのうち、約2.1kmが川崎市内に敷設され、延長16.0kmの軌道、10か所の駅舎、多数の橋りょう、高架橋、隧道、変電所、信号施設、電気施設、土木施設等が含まれており、主なる施設の概要は次のとおりである。

路 線	東横線		目黒線		田園都市線		大井町線	
	箇所数	延長	箇所数	延長	箇所数	延長	箇所数	延長
橋りょう	20	410 m	19	389 m	25	627 m	18	282 m
高架橋	12	2,674 m	12	1,954 m	6	1,971 m	4	1,637 m
ずい道	—	—	—	—	5	593	—	—
線路延長	3,580 m		3,580 m		6,679 m		2,138 m	
駅舎	3 (鉄骨)		3 (鉄骨)		7 (鉄骨)		3 (鉄骨)	
その他施設	変電所2		変電所2		変電所3		変電所1	

※東横線・目黒線及び田園都市線・大井町線（二子新地駅～溝の口駅間）は、複々線として、駅。変電所等の施設を共用している。

第3節 施設の災害予防計画

1 各施設の点検整備計画

新設建造物については、関係法規により設計し、既存の建築物及び工作物の点検については、定期的に検査を行い、その処置については検討の結果、補修、改良等により強化を図ると共に、長期計画の中に織り込んで諸設備の改良、整備に努めていく。

2 列車無線の設置

全車両及び全線にわたり列車無線を設置し、東横線・目黒線・田園都市線・大井町線及びこどもの国線については自動列車制御装置（ATC）、池上線・東急多摩川線については自動列車停止装置（ATS）を装備し、列車の運転保安を図っている。

3 応急資材等の整備

各現業区ごとに常に応急復旧資材の種類、数量及び配置場所を明らかにしておくとともに、機械及び人員についても業務分担表を作成し、社外工事関係業者の応援体制に備えている。

第4節 応急対策

1 災害時の活動体制

地震による災害に際しては、その被害を最小限に止め、速やかに被害復旧に当るため事故・災害対策本部を設置し、輸送力の確保に努める。

2 地震時における緊急措置

(1) 運転規制の内容（運輸司令所長の取扱い）

震度4

- ・直ちに全列車の停止を指令する。
- ・震動停止後、25km/h以下の注意運転を指令する。
- ・構造物等に異常がない旨確認後、平常運転に復する。

震度5弱

- ・直ちに全列車の停止を指令する。
- ・電気司令長より送電設備、駅長・区長から運転に関わる施設等に異常のない旨報告を受けたのち、15km/h以下の注意運転で、先行列車があった場所まで運転する。
- ・乗務員及び駅長から構造物等に異常がない旨報告があった場合は、25km/h以下の注意運転を指令する。
- ・電力司令長及び保線区長から構造物等に異常がない旨報告があった場合は、平常運転に復する。

震度5強以上

- ・直ちに全列車の停止を指令する。
- ・電気司令長から構造物等に異常がない旨、巡回係員等の安全確認完了、報告を受け指示した場所まで時速25km/h以下の注意運転を指示、乗務員より異常がある旨の報告がない場合は平常運転に復する。

(2) 乗務員の対応

運転士は、進行中強い地震を感知した時、又は、運輸司令所長から停止指令を受けた時。

ア 地上部においては、橋梁、盛土部、隧道等をなるべく避けて直ちに停止する。

イ 地下部においては、速度を25km/h以下まで低下させ駅に進入する。

3 通信情報連絡計画

(1) 各現業長は管轄区域における人的、物的の被害について直ちにその状況を把握し、詳細に対策本部に報告する。

(2) 無線車を災害現場に急派すると共に移動用無線機を携行し、設備保全課、現業区、電気司令所及び運輸司令所と無線により通信連絡を行う。

4 避難誘導計画

駅長は地震発生により駅構内の状況及び旅客の動態を把握し、適切な放送等により旅客の混乱を防止する一方、危険と思われるときは、旅客を安全な場所に避難誘導するとともに、火気使用器具等の使用を停止し出火防止に努める。乗務員は運輸司令所長または最寄駅長の指示に従う。また、その指示を受けることの出来ない場合は最も安全と思われる場所に旅客を誘導する。

5 人命救助、救出計画

負傷者に対する応急措置と最寄りの病院に収容又は救急車要請を手配する。

第5節 応急復旧計画

本社並びに現場に対策本部を設置し、あらかじめ定められた組織に従い、本部長の指示により復旧計画、輸送計画、情報の収集と発表、事故原因の究明等を行い、早期復旧と適正対処を期する。

関係各部では、それぞれの内規により人員の招集、復旧資材の運搬等に努めると共に作業計画、復旧見込等を本部長に報告し、早期復旧の徹底を図る。

中日本高速道路(株)東京支社横浜保全・サービスセンター防災計画

【中日本高速道路(株)東京支社横浜保全・サービスセンター】

第 1 節 計画の目的

この計画は、横浜保全・サービスセンターの管理する道路において、地震、豪雨、暴風、火災等により災害が発生する恐れがある場合又は発生した場合において、これを未然に防止し、又はその被害の拡大を防ぎ、復旧を迅速に行うために処理すべき事項を定め、もって道路構造の保全と円滑・安全な交通確保を図ることを目的とする。

第 2 節 防災体制

1 防災体制

特別巡回及び防災体制（以下「防災体制等」という）は、次のとおりとする。

- (1) 特別巡回 「資料 1」に定める基準に達したとき。
その他必要があると認められるとき。
- (2) 警戒体制 「資料 1」に定める基準に達したとき。
管内に大雨或いは暴風等の警戒が発令されたとき。
その他必要があると認められるとき。
災害が発生する恐れのあるとき。
- (3) 緊急体制 「資料 1」に定める基準に達したとき。
通行止めを必要とするとき。
災害が発生したとき。
- (4) 非常体制 重大な災害が発生し、通行止めが広範囲又は長期間となる場合。

2 防災体制等発令基準

防災体制の発令基準は、「資料 1」によるものとする。

3 防災体制等における組織及び事務分掌

(1) 特別巡回

地 震

地震時における特別巡回は、別に定める「震災点検要領」に従って実施するものとするが、管内を 2 時間程度で巡回させるものとする。

(2) 防災体制

地 震

地震時における警戒体制及び緊急体制の組織、構成員を定め実施するものとする。

4 社員等の緊急連絡体制

夜間及び休日における社員等の緊急連絡体制は、川崎道路管制センターより当番課長に連絡するものとする。

第3節 交通規制等

1 交通規制

(1) 交通規制の基準

「資料1」に定める基準に達した時に実施する所定の交通規制のほか、災害が発生したときは、その形態・状況に応じた交通規制を支社防災担当課及び管制室に通知し、実施する。

この場合、警視庁、神奈川県警察高速道路交通警察隊と協議するものとする。

(2) 交通規制の実施

交通規制の実施方法は、路上作業要領・規制の手引き等に基づき実施する。

通行止めの場合は、料金所における流入規制とともに、人員が揃い次第本線閉鎖用規制機材等を用いて速やかに通行止めの措置を講ずるものとする。

2 停滞車両対策

(1) 休憩施設内の駐車車両対策

「資料1」に定める基準で通行止めが予測される場合は、事前に料金所、休憩施設営業者にその旨を連絡し、規制実施に伴う混乱の防止に努めるものとする。

(2) 本線内停滞車両排除

地震時の停車車両を除き、異常気象時における通行止めの規制を実施したときは、原則として最寄りインターチェンジより車両を流出させるものとする。

なお、災害の発生或いは発生の恐れがあるため、最寄りのインターチェンジより流出させることが不可能な場合は、支社、高速警察隊と協議のうえ、中央分離帯開口部等により誘導によって反転させ排除する等の措置を講ずる場合もある。

3 情報提供

周辺道路管理者

交通規制の情報は、管制室の所掌する所定の可変情報板等の操作及び連絡体制によるほか、通行止めを実施したときは、周辺道路管理者等と情報を相互に交換し、周辺の道路状況を把握するとともに、混乱の防止に努めるものとする。

第4節 応急復旧対策

1 応急復旧の基本方針

災害が発生した場合、通行車両の安全を図るための交通規制の実施とともに、速やかに応急復旧作業に着手するものとする。

この場合、一車線／方向の確保を図ることを一目標として、早急に安全対策を実施するものとする。

なお、災害が発生する恐れのある場合についても、上記と同様とする。

2 災害復旧備蓄材

災害復旧を迅速に実施するため、災害復旧用備蓄材等を常に整備しておくものとする。

3 応援体制

(1) 協力要請会社

災害が発生した場合、早期に労務・資機材等を調達するため、地元建設会社等に協力・応援を要請するものとする。

(2) 応急復旧工事

応急復旧工事は、小規模な場合を除き交通を確保するための応急対策工事と、道路構造保全のための復旧工事に分けられるが、復旧工事での手戻り工事等を極力少なくする広報の選択等に配慮しておくものとする。

資料

(本章末資料 1 保全・サービスセンターにおける風水害・地震防災体制発令基準及び道路通行規制等基準)

資料1 風水害・地震防災体制発令基準と道路通行規制等基準

体制発令基準	注意体制	特別注意体制	警戒体制	緊急体制	非常体制
地震	管内の通過市町村に対して気象庁より特別警報が発令された場合 (震度6弱以上の大きさの地震が予測される場合であり、緊急地震速報を特別警報に位置づける)	管内の通過市町村に対して気象庁より特別警報が発令された場合 (管内の通過市町村に対して気象庁より特別警報が発令された場合) (台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合)	計測震度5.0以上の地震が発生した場合★1	次の各号の一に該当する場合 一 東京(厚木)～厚木 二 東名(厚木～井土田) 三 圏央道(厚木～碓氷)～相模原 四 新湘南ハイパス(計測震度5.0)以上の地震が発生した場合★1 二 点検の結果、地震による被害が確認され、通行止めを必要とする場合	次の各号の一に該当する場合 一 計測震度5.5以上の地震が発生した場合★1 二 広範囲かつ長時間にわたり通行止めを必要とする場合 三 死傷者が多数にのぼった場合、その他社会的影響が甚大である場合
異常降雨	次の各号の一に該当する場合 一 時間雨量が、注意体制発令基準値に達した場合★2 二 管内の通過市町村に対して気象庁より大雨警報が発令された場合※1	管内の通過市町村に対して気象庁より特別警報が発令された場合 (台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合)	連続雨量が、警戒体制発令基準値に達した場合★2	次の各号の一に該当する場合 一 連続雨量が、緊急体制発令基準値に達した場合★2 二 総合雨量が、緊急体制発令基準値に達した場合★2 三 点検等により、通行止めが必要と判断される場合	死傷者が多数にのぼった場合、その他社会的影響が甚大である場合
強風(台風)	管内の通過市町村に対して気象庁より特別警報が発令された場合 (数十年に一度の強風の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹く予想される場合)	管内の通過市町村に対して気象庁より特別警報が発令された場合	10分間平均風速が20m/s以上を記録し、通行止めが必要と判断される場合	10分間平均風速が20m/s以上を記録し、通行止めが必要と判断される場合	死傷者が多数にのぼった場合、その他社会的影響が甚大である場合
津波 [対象路線] 新湘南ハイパス	管内の通過市町村に対して気象庁より特別警報が発令された場合 (高いところで30mを超える津波が予想される場合であり、大雨警報を特別警報に位置づける)	管内の通過市町村に対して気象庁より特別警報が発令された場合	津波警報(津波)が発令された場合	津波警報(大津波)が発令された場合	死傷者が多数にのぼった場合、その他社会的影響が甚大である場合
事故	事故が発生して通行止めを実施した場合	事故が発生して通行止めを実施した場合で、次の各号の一に該当する場合 一 道路構造被害が損傷を要し、復旧に時間を要する場合 二 死傷者又は事故対象車両が比較的多い場合 三 トンネル火災により通行止めを行った場合	事故が発生して通行止めを実施した場合で、次の各号の一に該当する場合 一 通行止が長時間に及ぶと予想される場合 二 死傷者又は事故対象車両が比較的多い場合 三 同辺地域に大きな影響を及ぼした場合	事故が発生して通行止めを実施した場合で、次の各号の一に該当する場合 一 死傷者が多数にのぼった場合 二 事故対象車両が非常に多い場合 三 同辺地域に大きな影響を及ぼした場合 四 自らの責に帰する可能性がある場合	
その他	速度規制の協議 (上記※1に該当するものは除く)	速度規制の協議 (上記※1に該当するものは除く)	次の各号の一に該当する場合 一 災害のおそれがある場合 二 気象事象(異常降雨、強風を除く)により、通行止めになりそうの場合	次の各号の一に該当する場合 一 広範囲かつ長時間にわたり通行止めを必要とする場合 二 死傷者が多数にのぼった場合、その他社会的影響が甚大である場合 三 所要が必要と認められる場合	
道路通行規制等基準	速度規制の協議 (上記※1に該当するものは除く)	速度規制の協議 (上記※2に該当するものは除く)	通行止め	通行止め	通行止め

★1 設置された地震計が予測によって予測されなかった場合、黄色路線(気象庁発令)を代替基準として、次のとおり適用するものとする。
(震度6弱以上は計測震度4.5以上とみなし(震度6強以上は計測震度5.0以上とみなし)、緊急体制発令とする。 震度4は計測震度3.5以上4.5未満とみなし、警戒体制とする。)

★2 異常降雨における体制発令基準値は、実地観測によるものとする。

川崎市支援・減免制度一覧

	事 項	お 問 合 せ 先	電 話 番 号
減 免	市税（個人の市民税、固定資産税、都市計画税）の減免	みぞのくち市税事務所	8 2 0 - 6 5 5 5 (代)
	国民健康保険料の減免	区役所保険年金課	8 5 6 - 3 1 5 6
	後期高齢者医療・介護保険料の減免	区役所保険年金課	8 5 6 - 3 1 5 9
	介護サービス利用料の減免	区役所高齢・障害課	8 5 6 - 3 2 3 8
	保育料の減免（保育所）	区役所児童家庭課	8 5 6 - 3 2 5 8
免除	国民年金保険料の免除	区役所保険年金課	8 5 6 - 3 1 5 4
支 援	火災ごみの処理手数料の相談 （一般家庭対象）	宮前生活環境事業所	8 6 6 - 9 1 3 1
	緊急避難先として市営住宅を一時的に使用する相談	まちづくり局市営住宅管理課	2 0 0 - 2 9 4 8
	災害対策資金・激甚災害対策資金の融資の相談（中小企業者）	経済労働局金融課	5 4 4 - 1 8 4 6 ~ 7
		中小企業溝口事務所	8 1 2 - 1 1 1 2 ~ 3
	援護物資・見舞金等の交付	区役所地域ケア推進課	8 5 6 - 3 2 8 1
証 明 書 等	国民健康保険証の再発行	区役所保険年金課	8 5 6 - 3 1 5 6
	後期高齢者医療保険証・介護保険証の再発行	区役所保険年金課	8 5 6 - 3 1 5 9
	罹災証明書の発行（風水害）	区役所危機管理担当	8 5 6 - 3 1 1 4
	罹災証明書の発行（火災）	宮前消防署	8 5 2 - 0 1 1 9

※被災状況などにより、下記事項の対象とならない場合もありますので、詳しくは各部署へお問い合わせください。なお、該当する方は、申請手続きが必要です。